

広島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第四十六号

広島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する

#### 規則

広島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年広島県規則第九十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第八条第一号中「第七条」を「第七条第一項」に、「第六条第五号」を「第六条第六号」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十六年四月十六日から施行する。